

山口県報

平成20年
3月31日
(月曜日)

目 次

規則
山口県研修医研修資金貸付規則(医務保険課).....



山口県研修医研修資金貸付規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十四号

山口県研修医研修資金貸付規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公的医療機関その他の病院又は診療所で知事が指定するもの(以下「公的医療機関等」という。)において小児科、産婦人科、麻酔科その他知事が指定する診療科名(以下「特定診療科」という。)の診療に従事する医師の充実に資するために行う研修医研修資金(以下「研修資金」という。)の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第二条 知事は、県内の公的医療機関等において専門医研修(特定診療科の診療に従事するために必要な専門的な知識及び技能の習得のための研修で、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した後に行われるものをいう。以下同じ。)を行っている医師で、将来県内の公的医療機関等におい

て特定診療科の診療に従事しようとするものの申請により、その者に研修資金を貸し付けることができる。

2 研修資金は、貸付けの決定に係る月から専門医研修を修了する日の属する月までの期間又は貸付けの決定に係る月から三年を経過するまでの期間のいずれか短い期間中、毎月、月額二十万円を貸し付けるものとする。

(貸付けの申請)

第三条 研修資金の貸付けを受けようとする者は、研修医研修資金貸付申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに知事に申請しなければならない。

一 医師免許証の写し

二 健康診断書

三 住民票の写し(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書)

四 専門医研修を行う公的医療機関等の管理者の推薦書(別記第二号様式)

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第四条 研修資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人二人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければならない。ただし、研修資金の貸付けを受けようとする者に父又は母があるときは、連帯保証人のうち一人は、その父又は母を充てることができるものとする。

(貸付けの決定)

第五条 知事は、第三条の規定による研修資金の貸付けの申請があつたときは、その内容を審査の上、研修資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該研修資金の貸付けの申請をした者に通知する。

(貸付けの方法)

第六条 前条の規定による研修資金の貸付けの決定を受けた者は、直ちに当該年度分に係る研修医研修資金交付申請書(別記第三号様式)に保証書(別記第四号様式)を添えて、知事に申請しなければならない。

2 研修資金の貸付けを現に受けている者(以下「研修医」という。)で引き続き研修資金の交付を受けようとするものは、毎年三月三十一日までに、翌年度分に係る研修医研修資金交付申請書に保証書を添えて、知事に申請しなければならない。

3 保証書には、連帯保証人の印鑑証明書を添えなければならない。
(届出)

第七条 研修医又は研修資金の貸付けを受け終わった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届出書(別記第五号様式)に当該事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

一 研修資金の貸付けを受けている期間中に専門医研修を中止したとき。

二 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

三 第十一条第一項の規定により研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予を受けた場合であつては、同項各号に該当しなくなったとき。

四 研修資金の貸付けを受け終わった後に県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した後、退職し、復職し、若しくは退職し、又は医師以外の職種に従事することとなったとき。

五 本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があつたとき。

2 研修医又は研修資金の貸付けを受け終わった者が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに前項の届出書に当該事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。
(報告)

第八条 研修資金の貸付けを受け終わった者は、毎年四月二十日までに、県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事している状況を従事状況報告書(別記第六号様式)により知事に報告しなければならない。ただし、貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第八条の二の規定により研修資金の返還及びその利息の支払の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(連帯保証人の変更)

第九条 研修医又は研修資金の貸付けを受け終わった者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書(別記第七号様式)に変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添えて知事に申請し、その承認を得なければならない。

(貸付けの取消)

第十条 知事は、研修医が次の各号のいずれかに該当するときは、研修資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

一 研修資金の貸付けを受けている期間中に専門医研修を中止したとき。

二 心身の故障のため専門医研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三 研修資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、研修資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により研修資金の貸付けの決定を取り消したときは、直ちにその旨を書面により、当該研修医又はその相続人及び連帯保証人に通知する。

(返還の債務の履行猶予)

第十一条 知事は、研修資金の貸付けを受け終わった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行を猶予することができる。

一 前条第一項の規定により研修資金の貸付けの決定を取り消された後も引き続き専門医研修を行っているとき 専門医研修を行っている期間

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき その事由が継続する期間

三 条例第八条の二第二項第二号に規定するやむを得ない事由が消滅した後、引き続き県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事しているとき 特定診療科の診療に従事している期間

2 前項の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予を受けようとする者は、研修医研修資金返還債務履行猶予申請書(別記第八号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予の申請があつたときは、その内容を審査の上、当該債務の履行を猶予するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該債務の履行の猶予の申請をした者に通知する。
(返還)

第十二条 研修資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内(前条第一項の規定により研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行が猶予されたときは、一月と当該猶予された期間とを合算した期間内)に、利息を付して返還しなければならない。

一 第十条第一項の規定により研修資金の貸付けの決定を取り消されたとき。

二 県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき(条例第八条の二第一項第二号に該当するものを除く)。

三 研修資金の貸付けを受けた期間が終了した月の翌月の初日から起算して研修資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間を経過する日までの間に、やむを得ない事由により、県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間が、通算して、研修資金の貸付けを受けた期間に相当する期間(その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に達する見込みがな

くなつたとき(条例第八条の二第二項第二号に該当するときを除く。)

2 前項の利息の額は、毎月の研修資金の額にその月の研修資金の交付の日の翌日から研修資金を返還すべき日までの期間の日数に応じ年十パーセントの割合を乗じて計算した金額の合計額とする。

(遅延利息)

第十三条 研修資金の貸付けを受け終わった者は、正当な理由がなくて研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額(利息を含む。)につき年十四・五パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(返還の債務の免除の申請等)

第十四条 条例第八条の二の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、研修医研修資金返還債務免除申請書(別記第九号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の免除の申請があつたときは、その内容を審査の上、当該債務を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該債務の免除の申請をした者に通知する。

3 条例第八条の二第二項第二号の規定による研修資金の返還及びその利息の支払の債務の免除の額は、研修資金の貸付けを受けた者が、研修資金の貸付けを受けた期間の終了後に県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間を研修資金の貸付けを受けた期間に相当する期間で除して得た数を研修資金の返還及びその利息の支払の債務の額に乗じて得た額とする。

(期間の計算)

第十五条 条例第八条の二第一項第一号及び第二項第二号並びにこの規則第十二条第一項第三号及び前条第三項に規定する県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事した期間の計算は、研修資金の貸付けを受けた期間の終了後に県内の公的医療機関等において特定診療科の診療に従事することとなつた日の属する月の翌月(公的医療機関等において特定診療科の診療に従事することとなつた日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月)から公的医療機関等において特定診療科の診療に従事しなくなつた日の属する月(公的医療機関等において特定診療科の診療に従事しなくなつた日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月)までの期間の月数による。

(その他)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

別記

第1号様式 (第3条関係)

貸付決定番号 年度 第 号

研修医研修資金貸付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 申請者 住所 氏名 (電話番号 局 番)

下記のとおり研修医研修資金の貸付けを受けたいので、山口県研修医研修資金貸付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

甲	住所	氏名	年齢	職業	勤務先	性別	男	女	同居・別居の別
請	家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	年	収	居の別
者	公的医療機関等の名称	所在地	研修開始年月日	研修終了予定年月日	貸付希望期間	貸付希望金額	年	月	日から
研	研修期間等	医師免許の取得年月日及び登録番号	年	月	日	年	月	日	第 号
連	住所	氏名	年齢	職業	性別	男	女		
帯	生	年	月	日	性	別	男	女	
保	職	年	月	日	性	別	男	女	
証	住	年	月	日	性	別	男	女	
人	氏	年	月	日	性	別	男	女	
	生	年	月	日	性	別	男	女	
	年	月	日	性	別	男	女		
	月	日	性	別	男	女			
	業	年	月	日	性	別	男	女	

添付書類 医師免許証の写し

- 健康診断書
 - 住民票の写し (日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法の規定による外国人登録原簿の記載事項に関する市町村長の証明書)
 - 録音専門医研修を行う公的医療機関等の管理者の推薦書
 - その他 ()
 - 本枠内は、記入しないこと
- 注 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式 (第3条関係)

推薦書

年 月 日

山口県知事 様

所在地 公的医療機関等 管理者の氏名

下記の者は、山口県研修医研修資金貸付規則の規定に基づき研修医研修資金の貸付けを受ける者として適当であると認めるので、推薦します。

記

氏	名	生	年	月	日	性	別	参	考	事	項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

報 告 書

第3号様式 (第6条関係)

研修医研修資金交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(電話 局 番)

⑪

下記のとおり研修医研修資金を交付されるよう、山口県研修医研修資金貸付規則第6条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸付決定番号	年度 第	号
交付申請に係る年度分	年度分 (年 月 から 年 月 まで)	
交付申請金額	金	円

添付書類
保証書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式 (第6条関係)

収入印
紙はリ
付ケ欄

保 証 書

郵便番号

借受人 住所

氏 名

上記の者に係る下記の山口県研修医研修資金貸付規則の規定に基づく研修医研修資金の借入れについて、同人と連帯して債務を負担します。

記

借 受 金 額	円
金	

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

連帯保証人 住所

氏 名

郵便番号

連帯保証人 住所

氏 名

⑪

添付書類

連帯保証人の印鑑証明書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式 (第7条関係)

届 出 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住所

氏 名

(電話 局 番)

山口県研修医研修資金貸付規則第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ま

す。

記

貸付決定番号	年度 第		号
	住所	氏名	
研修医研修資金の貸付けを受けた者			
事項			
内容又は理由			
備考			

添付書類

届出に係る事実を証する書類

注 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第6号様式 (第8条関係)

従 事 状 況 報 告 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

報告者 住所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり診療に従事していますので、山口県研修医研修資金貸付規則第8条の規定により報告します。

記

貸付決定番号	年度 第		号
	所在地	診療科名	
診療の従事先			
従事開始年月日	年 月 日		
証 明	上記のとおり相違ないことを証明します。 山口県知事 様 所在地 公的医療機関等 管理者の氏名 [印]		

注 1 報告者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。

2 この報告書は、毎年4月1日現在で記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第7号様式 (第9条関係)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

本人

郵便番号
住所氏 (電話
局 (番)

変更前の
連帯保証人
住所氏 (電話
局 (番)

下記のとおり連帯保証人を変更したいので、山口県研修医研修資金貸付規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸付決定番号	年度第		号
	住所氏	電話	局番
変更後の連帯保証人	生年月日	性別	男・女
	職業		
変更前の連帯保証人氏名			
理由			

収入印紙はり付け欄

保 証 書

本人 郵便番号
住所氏

上記の者に係る山口県研修医研修資金貸付規則の規定に基づく研修医研修資金円については、同人と連帯して債務を負担します。

山口県知事 様

年 月 日

変更後の
連帯保証人
住所氏 郵便番号

⑪

添付書類
変更後の連帯保証人の印鑑証明書
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第8号様式 (第11条関係)

研修医研修資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所氏 名 (電話
局 (番)

下記のとおり研修医研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行を猶予されるよう、山口県研修医研修資金貸付規則第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸付決定番号	年度第	号	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで
貸付総額	金 円	既に返還した金額	金 円	返還の免除を受けた金額
返還すべき額	金 円	履行猶予申請額	金 円	
履行猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 間		
申請理由				

添付書類
研修医研修資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予を受けようとする理由となる事実を証する書類
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第9号様式 (第14条関係)

研修医研修資金返還債務免除申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏 名

(印) (電話 局 番)

下記のとおり研修医研修資金の返還及びその利息の支払の債務の全部を免除されるよう、山口県研修医研修資金貸付規則第14条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸付総額	金 円	貸付決定番号	年度 第 号
返還すべき額	金 円	貸付期間	年 月から 年 月まで
免除申請額	金 円		
診療の従事先	所在地		
	診療科名		
従事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
申請理由			
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

添付書類
 研修医研修資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする理由となる事実を証する書類
 注 「貸付期間終了後の診療の従事状況」欄には、診療の従事先を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成二十年三月三十一日印刷

発行所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)